

c 公表等

議長は、議員からの報告の一覧を作成し、公表する。また、当該報告については、議長において一定の期間保存する。

何人も、保存されている報告の閲覧や写しの交付請求ができる。

3 本県議会の対応（案）

全国都道府県議会議長会から示された規程（例）をもとに、本県議会においても、議員の請負の状況の公表に関する規程を制定することとしたい。

(1) 施行日等

令和6年4月1日を施行日とし、令和6年度の会計年度における請負から適用する。（令和6年度に支払いを受けた請負の状況等について、令和7年6月1日から同月30日までの間に報告）

(2) 公表等

報告の一覧は、インターネット（県議会ホームページ）により公表する。また、報告の保存期間は、報告すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日までとする。